

町有地売払い 誓約書

私は、鷹栖町が実施する町有地売払い条件付一般競争入札の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1. 現在、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。
- 2. 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号までの規定に該当したことはありません。
- 3. 鷹栖町職員ではありません。
- 4. 入札に際し、物件、売買契約条件等、すべて承知の上で参加しますので、後日、これらの事柄について鷹栖町に対し、一切の異議、苦情を申し立てません。
- 5. 入札において執行者の指示に従わなかった場合、参加資格を失うことを認めます。

令和 年 月 日

鷹栖町長 谷 寿 男 様

申込者氏名又は 名称・代表者名	印
--------------------	---

地方自治法施行令（第 167 条の 4 第 2 項）

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者が契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。